

環境局所管ホームページの分析及びページデザイン構築等広報業務 仕様書

1 件名

環境局所管ホームページの分析及びページデザイン構築等広報業務

2 契約方法

委託契約・総価契約

3 契約期間

契約締結日から 2027 年 3 月 31 日まで

4 目的及び概要

神戸市（以下「本市」という。）では、「神戸市民の環境をまもる条例」に基づき、2026 年 3 月に神戸市環境マスタープランを策定している。

本業務は、当該プランに記載の「望ましい環境像」目指すために環境に配慮した行動（以下「環境行動」という。）について、市民及び市内事業者（以下「市民等」という。）の理解と実践を促進することを目的とする。

ホームページのデザイン構築にあたっては、『環境行動の意義や必要性の理解』とともに、この理解に基づいて『具体的に行動を起こさせること』を企図したものとすること。また、環境行動を広げるため、他の関連ページとの回遊を促すデザイン及びページ構成とすること。

また、ホームページと SNS を連携させた情報発信等を行うことで、より多くの市民等との接点を創出し、環境施策への関心を高め、さらなる環境行動の促進を図ること。

5 業務内容

（1）環境局所管ホームページの分析及びページデザイン構築業務

①利用状況の分析

- ・本市ホームページのうち環境局が所管するページ（ページ全体及び②で指定するページ）において、期間を指定した分析を行うこと。
分析にあたっては、「Google Analytics(GA4)」を活用すること。また、本市が「Google Analytics (GA4)」を活用して構築した「Looker Studio ダッシュボード」を活用することができる。
- ・本業務で実施した分析を本市職員が再現できるよう、マニュアルの作成を行うこと。
- ・上記分析の項目は、閲覧数、流入先・流入元（ページを遷移する場合は、その履歴を含む）、閲覧者の属性などをクロス分析することを想定しているが、具体的な項目は提案し、本市と協議の上、決定すること。ただし、分析項目は、市民等の環境行動の理解と実践を促進するという本業務の目的に必要な項目とし、市民等の行動変容をどう評価していくかという指標を含めて提案すること。
- ・分析にあたっては、閲覧数や流入経路等の定量分析に加え、市民等がどのような目的で情報を探し、どのページで離脱しているか等、利用者視点での課題整理を行うこと。
- ・本市へのヒアリング等を通じて、②で指定するページの役割や発信目的を整理し、利用実態とのギャップを分析すること。

- ・分析結果を踏まえ、優先的に改善すべき課題及び改善の方向性を整理すること。

②指定するモデルページの構成・導線設計・デザイン制作の提案及び伴走支援

- ・分析結果を解析し、環境局が所管するページのうち、本市が指定する各課のハブ化予定ページ（10ページ程度）、各事業のページ（10ページ程度）及び環境行動ガイドのページについて、現状のページ構成及びデザインに対する意見を提出すること。なお、ページの指定にあたっては、本市提案を踏まえて本市と協議のうえ、決定すること。

意見の提出にあたっては、利用者視点による課題整理を行い、情報の探しやすさ、ページ間の導線、環境行動ガイドへの誘導等の観点から改善の方向性を示すこと。なお、ハブ化できるページがない場合は、新規ページとして下記を実施すること。

- ・上記分析結果を踏まえて、閲覧数の多いページを起点として環境行動ガイドのページへ誘導するなど、市民等の環境行動の理解と実践を促進するために効果的なページ構成やデザインについて、上記の各ページにつき1案以上提示し、各課※が滞りなくページを改修できるよう、改善案の説明、個別相談及び内容確認等の伴走支援を行うこと（※各課：環境局8部署（環境企画課、脱炭素推進課、業務課、資源循環課、施設課、環境保全課、事業系廃棄物対策課、自然環境課））。また、改善案の作成にあたっては、ページ構成、見出し設計、情報整理、ナビゲーション設計、関連ページへの誘導及び環境行動ガイドへの導線設計等を含めること。なお、ページの編集で使用できるパーツ等は本市から提示し、ページの編集や追加作業（以下「CMS編集」という。）は本市職員が実施する。
- ・必要な原稿や写真については、原則、本市より提供する。ただし、必要に応じてイラスト、図解、誘導バナーその他のデザインパーツを作成し、デザイン案に反映させること。イラストは、トップ画像として各ページ1点、ページ中に使用するものとして各ページ1点の計20点程度を想定している。なお、改善案の作成にあたっては、神戸市CMSで利用可能な機能及びパーツを前提とし、実現可能性を踏まえた提案を行うこと。

③上記②改修後の効果測定

- ・②を踏まえた本市によるページの修正後、企画提案時に提案した手法等により効果測定及びその分析を実施すること。
- ・効果測定及びその分析は、各ページ1回以上実施すること。
- ・効果測定にあたっては、閲覧数のみならず、ページ間の回遊状況、離脱状況、環境行動ガイドへの誘導状況等を踏まえ、行動変容の評価も含めた多面的な分析を行うこと。
- ・分析結果を踏まえ、改修したページごとの成果及び課題を整理し、さらなる今後の改善方針を提案すること。
- ・①の分析マニュアルに効果測定及び分析の項目を追加すること。

④上記③効果測定を踏まえたモデルページの修正及び伴走支援

- ・③効果測定の結果を踏まえて、本市が指定するハブページ及び各事業のページ（20ページ程度）について、②と同様の提示（1案以上）及びCMS編集の伴走支援を行うこと。なお、改修にあたっては、②と同様に市民等の環境行動の理解と実践を促進する視点でレイアウト・表現等を行うこと。
- ・伴走支援は、前述の環境局8部署を対象とし、必要に応じて個別相談や説明の機会を設けること。
- ・伴走支援にあたっては、各部署が改善の考え方や手法を理解し、今後自ら改善を実施できることを目指すこと。
- ・改善案の説明、個別相談、改善内容のレビュー等を通じて、各部署の改修作業を支援すること。

⑤改修マニュアルの作成

- ・④モデルページの伴走支援を踏まえ、次年度以降、本市が他ページを改修するため、改修ポイントや注意点など実際の改修例を示しながら説明する改修マニュアルを作成すること。
- ・改修マニュアルには、ページ構成、見出し設計、情報整理、導線設計、画像・イラストの活用方法、関連ページへの誘導方法等を含めること。
- ・実際の改善事例を用いて、各部署が継続的にページ改善を実施できる内容とすること。

⑥その他の内容

- ・「Google Analytics(GA4)」については、本市から閲覧者権限を付与するが、Google Analytics 以外の測定ツールの導入はできない。
- ・ページのデザイン制作の際は、本市 CMS で実施可能な範囲での提案とすること。ページに使用可能なパーツ等の情報は、企画提案会の参加申請手続き後に提供する。なお、html や CSS ソースを編集することはできない。
- ・上記分析・ページ制作以外に、神戸市ホームページ全体（環境局管轄部分）の情報整理やページ間導線の最適化等、市民等の環境行動の理解と実践を促進するための提案があれば、積極的に本市へ提案し、本市と協議の上、実施すること。

（２）SNS を使用した情報発信

①本市環境局公式 SNS アカウントロゴの提案及び決定

- ・本市で管理している環境局公式 Instagram 及び Facebook のアカウント（以下、「SNS アカウント」という。）について、7月より「Re:KUBE」へ名称変更し、広く環境問題の啓発や市民の環境行動への変容を促していく。この名称に係るロゴを2案以上提案し、本市と協議のうえ、決定すること。

②SNS アカウントを使った情報発信

- ・SNS アカウントを引き継ぎ、環境問題に関する記事掲載や、トレンドを踏まえて SNS の特性に応じた環境情報の情報発信を行うこと。
- ・フィード投稿・ストーリーズ投稿・リール投稿の使い分けにあたっては、それぞれの投稿の特性や閲覧するユーザーの属性を踏まえて内容を検討し、本市に提案及び協議の上、投稿すること。
- ・本業務の趣旨・目的が市民に広く理解され、波及効果が期待できるような投稿の企画・作成を行い、SNS アカウントに掲載すること。ただし、更新は週2回以上実施すること（後述のシェアを除く）。なお、投稿内容は本市と調整すること。
- ・投稿にあたっては環境省や他の環境団体が作成した記事をシェアするなどして活用することも可能とする。ただし、シェアする際には出典等を明らかにするとともに、記事の信憑性についても十分確認すること。
- ・市内で環境活動を行い活躍している若い世代とも連携し、SNS や WEB サイト、プロモーション動画など若い世代に響く手法を活用や、その他 SNS (LINE 等) の活用を検討すること。ただし、動画やその他 SNS を活用する場合は、本市の規定に従う必要がある。
- ・SNS から本市ホームページへの流入状況等についても分析し、ホームページ改善及び情報発信の改善に活用すること。

③その他の内容

- ・本市ホームページと SNS を連携させた広報を実施すること。

- ・ SNS のアカウントは、神戸市に帰属する。
- ・ アカウントロゴ及び情報発信の内容は、第三者の著作権、商標その他権利を侵害しないこと。

6 スケジュール（想定）

（1）環境局所管ホームページの分析及びページデザイン構築業務

- ・ 8月上旬まで：利用状況の分析、モデルページの構成・導線設計・デザイン制作（5 業務内容（1）①、②）
- ・ 8月末まで：モデルページの改修、CMS 編集終了（5 業務内容（1）②）
- ・ 9月末まで：モデルページ改修後の効果測定、利用状況の分析マニュアルの作成（素案）（5 業務内容（1）③）
- ・ 12月末まで：モデルページの修正及び伴走支援（5 業務内容（1）④）
- ・ 2月末まで：改修マニュアル、分析マニュアルの完成（5 業務内容（1）①、⑤）

（2）SNS を使用した情報発信

- ・ 7月末まで：本市環境局公式 SNS アカウントロゴの提案及び決定（5 業務内容（2）①）
- ・ 7～3月：SNS アカウントを使った情報発信（5 業務内容（2）②）

7 成果物

（1）環境局所管ホームページの分析及びページデザイン構築業務

①ホームページの分析結果等

- ・ 利用状況の分析及び効果測定の結果、分析結果を踏まえた改善点等を報告書にまとめ、PDF データを提出すること。

②マニュアル（2点）

- ・ 本業務で作成したホームページの分析及びページ改修マニュアルを提出すること。

③環境局ホームページ改善ガイドライン

- ・ 今後の更なる改善のためのガイドラインを作成し、提出すること。

④その他資料

本業務で作成した資料（イラストを含む）を提出すること。

- ・ 提出期限：必要に応じて本市が指定する。
- ・ 提出形式：電子データ（イラストはアウトライン後の AI 形式を含めること。）
- ・ 提出先：神戸市環境局環境企画課（調整担当）
メールアドレス：kankyokeihatsu@city.kobe.lg.jp

（2）SNS 等を使用した情報発信

①SNS アカウント（投稿文を含む）

アカウントロゴ及び投稿文は、全て本市に譲渡すること。なお、著作権の譲渡に係る費用を見積に含めること。

②SNS アカウントの運用状況の解析結果

投稿数、リーチ数、エンゲージメント数（率）、プロフィールからの WEB サイトアクセス数（率）などを解析し、結果及び運用における課題を可視化した報告書を作成すること。また、解析結果を踏まえ、次年度に向けた投稿戦略を示すこと。

8 提出物及び時期

下表の書類を電子データで本市に提出すること。なお、企画提案時の提出物は、公募要領に定めるものとする。

書類	提出期限等
業務責任者通知書	契約締結後、速やかに
情報セキュリティ対策の実施状況報告書	契約締結後、速やかに
再委託承認申請書	必要な場合は、契約締結後速やかに
成果物	2027年3月31日まで
履行届又は納品書	業務終了後、速やかに

9 契約保証金及び担保期間

- (1) 契約保証金：神戸市契約規則第 25 条の規定により免除
- (2) 担保期間：なし

10 支払方法

一般支払い

業務完了及び履行届の提出後、神戸市の検査を経て、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

11 その他の事項

(1) 実施体制

本業を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。

(2) 打合せの実施

業務着手時に、業務の進め方の協議や進行管理等について本市と打ち合わせること。また、情報共有しながら適切な業務が遂行されるよう、本市と常に連携を図ること。本市が求めたときは原則対面で打ち合わせを行うこととする。

12 特記事項

(1) 著作権等の帰属

成果物に係る受託者の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は本市に譲渡すること。また、本市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、本市の行為に対し、著作者人格権を行使しないこと。なお、著作権の譲渡に係る費用を見積りに含めること。

(2) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 再委託

本市の書面による事前の承諾なくして、本業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む。）（以下「再委託」という。）してはならない。なお、委託業務の全部又は大部分についての一括した再委託は、承諾をすることはできない。

(4) 本市規定や法令の遵守

- ・ ページ制作にあたっては、「神戸市ホームページ作成事業者用ガイドライン」「神戸市情報セキュリティポリシー」等、本市ホームページ作成に関する各種規程を遵守すること。

（参考）

「神戸市ホームページ作成事業者用ガイドライン」

https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/homepage/web_accessibility/guideline.html

「神戸市情報セキュリティポリシー」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

- ・ 受託者は、「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。また、作業場所及び従事者を添付した「情報セキュリティ対策の実施状況報告書」を提出すること。
- ・ その他、業務の遂行にあたっては、業務に関係する法令のみならず、地方自治法や労働基準法等の労働関係法令、神戸市行政手続条例、神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例等についても遵守すること。

(5) 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(6) 業務の引継ぎ

本業務の契約履行期間の満了、全部もしくは一部の解除、またはその他契約の終了事由の如何を問わず、本業務が終了となる場合には、受託者は本市の指示のもと、本業務終了日までに本市が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じるため、業務引き継ぎに伴う本業務の関係者への連絡やシステム移行等に必要となる構成要素（SNS アカウント等）を円滑に提供できるようにすること。なお、移行用のページやコンテンツ等の提供に係る費用は保守運用契約に含まれるものとし、新たな費用は発生しないものとして取り扱うこと。

(7) 疑義の解釈等

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、「神戸市契約規則」及び「委託契約約款」によるほか、本市と受託者が協議して定めるものとする。